

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から平成2年3月までの期間、7年4月から8年3月までの期間及び同年8月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から平成2年3月まで
② 平成7年4月から8年3月まで
③ 平成8年8月から10年3月まで

申立期間①については、A市で平成元年に国民年金に加入し、同年4月頃に約10万円の国民年金保険料を納付した。

申立期間②については、B町で母と同居していたため、母が、集金人をしてきた伯母に私と母の二人分の国民年金保険料を渡して、納付していた。

申立期間③については、私が、集金人をしてきた伯母に国民年金保険料を渡して、納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市において国民年金に加入したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、同市において申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の払出状況から、B町において平成7年12月以降に払い出されていることが確認でき、申立期間は当該払出時点において時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

申立期間②及び③について、申立人は、集金人をしてきた申立人の伯母に国民年金保険料を渡していたとしているところ、申立人が住む地域の複数の住人は、当該伯母はC納税貯蓄組合の代表として固定資産税及び町・県民税は集金していたが、国民年金保険料を集金したことはないとしている上、B

町では「C納税貯蓄組合は国民年金保険料の集金はしていない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年4月までの期間、44年4月から同年9月までの期間、46年1月から同年2月までの期間、47年3月から同年4月までの期間、同年12月から48年4月までの期間、同年11月から同年12月までの期間、51年3月から同年8月までの期間、55年5月から同年9月までの期間、56年6月から同年12月までの期間、57年11月から同年12月までの期間、58年10月から59年4月までの期間、60年7月から同年9月までの期間及び平成5年9月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年4月まで
② 昭和44年4月から同年9月まで
③ 昭和46年1月から同年2月まで
④ 昭和47年3月から同年4月まで
⑤ 昭和47年12月から48年4月まで
⑥ 昭和48年11月から同年12月まで
⑦ 昭和51年3月から同年8月まで
⑧ 昭和55年5月から同年9月まで
⑨ 昭和56年6月から同年12月まで
⑩ 昭和57年11月から同年12月まで
⑪ 昭和58年10月から59年4月まで
⑫ 昭和60年7月から同年9月まで
⑬ 平成5年9月から同年10月まで

私は、昭和46年9月に結婚するまでは私一人の国民年金保険料を、結婚後は私と妻の二人分の保険料を納付書で納付していたため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 12 月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったと思う。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の払出状況及び国民年金被保険者ファイルの格納領域の記録から昭和 61 年 11 月以降に A 市において払い出されていることが確認できる。

また、A 市作成の国民年金被保険者名簿及び同被保険者可視台帳によると、申立人に係る同被保険者資格の取得及び喪失年月日の記録はオンライン記録と一致しており、申立期間に係る同被保険者資格記録は無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

以上のことを踏まえると、申立人は、結婚後の時期を含む申立期間において国民年金に加入していなかったことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 737 (事案 154 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

前回の申立期間(昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで)のうち、昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までについては、国民年金保険料を納付していたものとして、年金記録の訂正が必要と判断されたが、48 年 4 月から同年 6 月までの保険料については、納付していたものとは認められなかった。

当時の国民年金保険料については、昭和 50 年に私の母が一括で納めたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母が、当時の申立人の国民年金保険料を国民年金法附則第 18 条の特例納付及び過年度納付により一括納付した昭和 50 年 9 月 29 日の時点において、i) 当該特例納付の対象は 48 年 3 月までの未納保険料であったこと、ii) 過年度納付が可能なのは同年 7 月以降の保険料であったことから、同年 4 月から同年 6 月までの保険料は、制度上、納付することができなかったことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間のみ国民年金保険料が未納とされていることに納得できず、申立期間の保険料は納付されているはずだと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。